

令和3年第2回定例会
(1日目)

津別町議会会議録

令和3年第2回 津別町議会定例会会議録

招集通知 令和3年3月4日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和3年3月10日 午前10時00分

延会日時 令和3年3月10日 午後1時43分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	宮管 玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	千葉 誠	○
総 務 課 長	近野 幸彦	○	生涯学習課長補佐	石川 波江	○
総務課長補佐	宮脇 史行	○	農業委員会事務局長	小泉 政敏	○
住民企画課長	森井 研児	○	農業委員会事務局次長	迫田 久	○
住民企画課長補佐	加藤 端陽	○	選挙管理委員会局長	近野 幸彦	○
住民企画課長補佐	中橋 正典	○	選挙管理委員会次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長	小野 淳子	○	監査委員事務局長	松木 幸次	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
産業振興課長	小泉 政敏	○			
産業振興課長補佐	迫田 久	○			
建 設 課 長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会 計 管 理 者	藤原 勝美	○			
総務課庶務係長	菅原文人	○			
住民企画課財政係長	小西 美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	松木 幸次	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	1 番 篠原眞稚子 2 番 渡邊 直樹
2			会期の決定	自 3月10日 15日間 至 3月24日
3			諸般の報告	
4			町政方針	
5			教育行政方針	
6			行政報告	
7	同意	2	オホーツク町村公平委員会委員の選任について	
8	諮問	1	人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて	
9	議案	1	津別町健康福祉センター条例の制定について	
10	〃	2	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	3	乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	4	津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	5	津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	6	津別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	7	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	8	津別町農林業関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
17	〃	9	津別町有害鳥獣駆除奨励条例の一部を改正する条例の制定について	
18	〃	10	訴えの提起について	
19	〃	11	令和2年度津別町一般会計補正予算（第11号）について	
20	〃	12	令和2年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について	
21	〃	13	令和2年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について	
22	〃	14	令和2年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について	
23	〃	15	令和3年度津別町一般会計予算について	
24	〃	16	令和3年度津別町国民健康保険事業特別会計予算について	

日程	区分	番号	件名	顛末
25	議案	17	令和3年度津別町後期高齢者医療事業特別会計予算について	
26	〃	18	令和3年度津別町介護保険事業特別会計予算について	
27	〃	19	令和3年度津別町下水道事業特別会計予算について	
28	〃	20	令和3年度津別町簡易水道事業特別会計予算について	
29	報告	3	例月出納検査の報告について（令和2年度11月分、12月分、1月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより令和3年第2回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

1番 篠原 眞稚子 さん 2番 渡邊 直樹 君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会委員長より会期について報告の申し出がありますので、これを許します。

4番、村田委員長登壇願います。

○4番（村田政義君） 〔登壇〕 おはようございます。

ただいま上程されました会期について、議長より指名を受けましたので、議会運営委員会における協議の結果について報告いたします。

3月8日の議会運営委員会において、本件について協議を行いました。本定例会における議案の件数は、同意案件1件、諮問案件1件、条例案9件、単行議案1件、補正予算案4件、新年度予算案6件、報告1件、計23件の内容であります。これに要する会期について当委員会で検討した結果、お手元に配付いたしました会期予定表の

とおり、第2回定例会の会期は本日3月10日から3月24日までの15日間と決めました。

議員各位におかれましては、議会運営に特段のご協力をお願い申し上げ、委員会としての報告といたします。

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたように、本定例会の会期は本日から3月24日までの15日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月24日までの15日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（松木幸次君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本定例会に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎町政方針

○議長（鹿中順一君） 日程第4、町政方針を行います。

町長から町政方針に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）　〔登壇〕　おはようございます。

1. はじめに

本日ここに令和3年度予算のご審議をいただき、第2回津別町議会定例会の開会にあたり、町政執行に対する所信を述べさせていただき、町議会並びに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

基本的な姿勢といたしましては、令和2年度より実行しております「第6次総合計画」の推進とともに、4期目を折り返し、公約として掲げました大きく四つの項目の実現に向け、一つ一つなすべきことをなしてまいる所存であります。

2. 公約の推進

公約の一つ目の「買い物環境の整備」についてですが、昨年9月に第1回市街地総合再生基本計画推進協議会が開催され、いよいよ事業の中身についての議論を加速させる段階へと進むところでありましたが、ドラッグストア出店の可否が懸案事項となり、配置計画が固められない状況にあります。そのため町としましては、現在、出店を前向きに検討されているドラッグストアとの条件協議に軸足を置き進めているところです。住民が望むよりよい買い物環境づくりとコミュニティ向上のため、引き続き協議を進め、配置計画を提案してまいります。

二つ目の「交通の便の改善」についてですが、本町の地域公共交通の課題を解決していく方向性と具体的政策をまとめた「津別町地域公共交通計画」を策定いたしました。今年度は、その計画に基づいた事業を具体的に進め、事業成果については津別町地域公共交通活性化協議会を中心に検証してまいります。

三つ目の「複合庁舎建設等まちなか再生基本計画」の推進につきましては、第1弾として複合庁舎と消防庁舎が今月完成します。旧庁舎及び議事堂の解体後の整備につきましては、買い物環境の整備とともに、図書館等の建設に向けて動き出していますが、今後とも協議会等の意見を参考にさせていただきながら、丁寧かつ柔軟な対応を心掛け、順次、推進してまいります。

四つ目の「町民の満足度のアップ」につきましては、今年度が6回目の調査年となりますが、引き続き、全ての項目において「満足プラスおおむね満足」が70%になる

よう取り組みを進めてまいります。

3. 地域振興

人づくりの推進につきましては、人づくり・まちづくり活動支援事業により、町民の自主的活動を支援するとともに、北海道大学公共政策大学院との連携協定により、引き続き学生を中心とした課外活動団体HALCCとの連携事業を実施し、高大連携事業を含めたまちづくりの基盤となる人づくりを進めてまいります。

花のまちの推進につきましては、年々規模は縮小傾向にありますが、町民や来町者への快適な生活環境や豊かな景観を生み出すためにも、引き続き花のまち推進協議会やフラワーマスター連絡協議会等と連携し、この運動の継続と新たな展開に向けて取り組んでまいります。

指定管理制度により運営している宿泊施設「ランプの宿森つべつ」と「みいとインつべつ」は、全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、非常に厳しい営業が続いています。特に、町内唯一の温泉施設であり観光拠点施設でもある「ランプの宿森つべつ」は、今年度が指定管理期間の最終年となります。コロナ禍の影響を十分考慮しながら運営の継続と利用拡大が図られるよう、両施設への支援を行ってまいります。

観光につきましては、コロナ禍の影響を大きく受けていますが、市街地の木材工芸館キノスと周辺施設、ネイチャーセンター周辺での各種アクティビティ、津別峠やチミケップ湖などの自然景観、道の駅あいおいのクマヤキ人気など、町内に点在する観光スポットのさらなる知名度の向上と、これらを巡る周遊ルートの確立を目指してまいります。また、観光協会をはじめとする関係団体と連携を図り、津別町の豊かな地域資源を活用した体験型観光の情報発信を積極的に展開し、コロナ禍を乗り越えるためにも新たな誘客の掘り起こしに取り組んでまいります。法人化した観光協会に対しましては、一層の主体性の発揮と新たな観光振興策を期待し、運営基盤の安定に向けた支援とイベント開催への助成を継続してまいります。

姉妹都市の南アルプス市、友好都市の台湾彰化県二水郷、そして船橋市との交流につきましては、今後とも行政・団体・子どもたちを含む町民など、さまざまな層とのつながりを深め交流の輪を広げてまいります。なお、二水郷中学生との相互交流事業

につきましては、本年度は二水郷より来町する年であり、また、本町からは行政レベルの訪問を行うこととしておりますが、コロナ禍にかんがみ、リモートによる交流も検討してまいります。

本町の応援団である東京つべつ会につきましては、引き続き会員の実態を把握するとともに、新たな会員の拡大と運営内容の充実について役員の方々とともに協議してまいります。

移住、定住対策につきましては、移住・定住サポートデスクを設置し、希望者に満足度の高いサポート業務を展開してまいります。また、引き続き求人求職のマッチング事業につきましても、ニーズ調査を行いながら、よりよい制度となるよう進めてまいります。

北見地域定住自立圏形成協定による取り組みにつきましては、具体策を示す共生ビジョンに基づき、今後とも圏域の1市4町が連携協力し、互いに役割分担を行いながら生活機能の確保や地域住民の利便性の向上など、圏域全体の活性化を図ることを目的として、各分野において具体的な取り組みを進めてまいります。

4. 行政改革と機構改革

行政改革につきましては、「第6次総合計画」との整合性を図りながら、令和2年8月に新たな「津別町行政改革推進計画」を「人口減少に適応した施策・事業の再構築と最適配分」及び「職員能力と組織力の向上」を基本指針として策定しました。今後、行政改革推進本部において各取り組みの検討、進捗管理を行いながら計画を推進してまいります。

機構改革につきましては、係制の検証作業を行い、町民に対するよりよいサービス提供のため、組織の活性化を目指してまいります。

また、人事評価制度につきましては、面談を重視し、目標管理型の改善と充実に努め、職員間の一層の意思疎通により連携を図り、職員みずからが能力を高めながら組織力を高め、住民の期待に応えられる人材育成につながるよう進めてまいります。

5. 住民と協働のまちづくり

各单位自治会や自治会連合会において、それぞれの地域におけるさまざまな課題に対し、自治会の皆さまが積極的かつ豊かで安全安心な共同体づくりのため、自主的に

活動されていることに対し敬意を表しますとともに、引き続き地域の活動に対し行政の各分野から支援を行ってまいります。

また、地域のコミュニティ活動支援や経済振興の担い手である地域おこし協力隊につきましても、移住・定住も期待できることから、町内での起業、就職の実現や、さらに後継者対策や事業継承の一助となる制度についても関係機関・団体等と協議、検討し、引き続き隊員の活動を支援してまいります。

6. 安全・安心なまちづくり

交通安全につきましては、令和2年6月に痛ましい死亡交通事故が発生したところではありますが、本年度におきましても、交通安全協会とともに交通事故のない地域社会を目指し、継続した取り組みを強化してまいります。

また、防犯活動につきましては、防犯協会をはじめとした地域の方々の見守り活動により、安全で安心できる地域づくりが推進されていますことから、今後とも関係機関と連携した取り組みを進めてまいります。

災害対策につきましては、コロナ禍の中、住民を対象とした避難訓練や研修会を実施できませんでしたが、新年度におきましても、自主防災組織や自治会連合会等と協議を行い取り組んでまいります。また、「津別町地域防災計画」及び各種マニュアルにつきましては、コロナ対策も盛り込み見直しを行うとともに、災害時における行政業務の継続体制を確保するため「業務継続計画」を策定してまいります。

また、令和2年4月に「津別町強靱化計画」を策定したことから、これに基づき、あらゆる大規模自然災害時に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する政策を、まちづくり政策や産業政策を含めた総合的な取り組みとして推進してまいります。

7. 福祉のまちづくり

5月からは、複合庁舎の健康福祉センター内に津別町社会福祉協議会が拠点を構えることから、より綿密に連携を図り、地域福祉の推進に努めてまいります。

人と人、人と社会とがつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会を目指し、今年度より重層的支援体制整備事業として実施することで、介護・障がい・子ども・困窮の隔てなく相談支援を行い、

既存の支援機関や地域資源、ノウハウを最大限に活用することにより、本人や世代が抱える地域生活課題の解決に資する包括的な伴走支援対策を構築してまいります。

介護福祉人材の確保につきましては、福祉人材体験セミナーの実施や、外国人介護福祉人材育成支援協議会への加入により、各事業所の人材確保に対して協力してまいります。

高齢者福祉につきましては、ひとり暮らしの高齢者が増加傾向にあることから、地域で安心して暮らせる環境づくりのため、認知症の早期発見から認知症初期集中支援事業への継続支援や、重度化させないための介護予防事業への取り組みとして、いきいき百歳体操の普及啓発や生活支援サポート事業を含めた生活支援体制の充実強化を社会福祉協議会等と連携し進めてまいります。また、生活困窮世帯の高齢者に対する無料入浴券について新年度より拡充します。

障がい者福祉につきましては、「地域生活の支援体制の充実」と「自立と社会参加の促進」、「バリアフリー社会の実現」の三つを目標に、相談支援体制や権利擁護体制など、基幹相談支援センター・津別町社会福祉協議会等と連携し、充実強化に努めてまいります。

子育て支援につきましては、本年度より医療費無料化の対象を15歳から18歳まで引き上げるとともに、子どもの育ち相談会やこども園等訪問支援事業などに取り組み、さらに子育て世代包括支援センターによる妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供するため、各地域関係者等とのネットワークを構築し、包括的な連携強化に努めてまいります。

健康づくりにつきましては、社会環境や生活習慣の変化、さらには高齢化の進行に伴い、生活習慣病が増加し、健康政策の中心的な疾患となっています。重症化リスクの高い方の健康保持・増進を図るほか、健康寿命の延伸や医療費適正化の観点から、訪問指導や健康相談、健康教室などを引き続き実施し、事業を広く町民に周知して健康増進を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、町民の生命及び健康を守るため、感染を防ぐワクチン接種が医療機関の協力のもと円滑に行われるよう体制を整えてまいります。

地域医療につきましては、公的医療機関の役割を担っていただいています町内唯一の医療機関である津別病院への支援を継続し、地域医療の安定確保に努めてまいりますとともに、建て替えに対する支援の準備を進めてまいります。

国民健康保険につきましては、関係部署との連携を図り、重症化予防に取り組み、特定保健指導による医療給付費の縮減や医療費適正化事業とともに、特定健診の未受診者勧奨事業に取り組み、早期発見・健康づくりに、より関心を持ってもらうよう努めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合の構成員として、効率的・効果的な取り組みを推進し、適切な制度運営に努めてまいります。

介護保険につきましては、高齢者一人一人が健康で生きがいを持ち、充実した豊かな生活が送れるよう、また、すべての住民が「健康」の大切さを理解し、自分らしい充実した生活を送ることができるよう、介護予防や健康づくり、地域の暮らしを継続するための支え合いの体制整備と、医療・介護の連携による早期発見・早期支援の充実を目指す地域包括ケアシステムを充実してまいります。また、地域住民と協働し、支援を必要とする人を地域で見守り支え合う包括的な支援体制づくりに向け、関係機関・団体と連携し進めてまいります。

8. 環境に配慮したまちづくり

ごみ処理につきましては、町民の皆さまのごみの減量化と分別回収のご協力により、既設の一般廃棄物最終処分場の延命が図られてきたところですが、新しい最終処分場が完成するとともに、4月より、燃やすごみが北見市の焼却施設で受け入れていただくこととなり、なお一層の安定的なごみ処理が行えることが期待されます。生ごみにつきましては、引き続き大空町と広域処理を行いますが、再資源化が可能なものにつきましては、津別町環境衛生推進協議会等と連携し、循環型社会に向けた取り組みを進め、今後とも町民の皆さまのご協力を得ながら、ごみの減量と徹底した分別を推進してまいります。

「津別町環境基本計画」の推進につきましては、環境基本計画推進協議会と基本計画等の各種関連施策の進行を検証し、SDGsの精神のもと引き続き環境に配慮したまちづくりを進めてまいります。

9. 産業の振興

農業につきましては、7年目を迎える国営農地再編整備事業に加え、本年度からは、令和7年度までを事業期間とする道営土地改良事業に着手し、一層の生産基盤の強化に取り組むほか、スマート農業の推進や生産安定に資する事業を的確に実施し、地域の実情と時代に即した持続可能な農業の実現と担い手の確保を図り、地域農業の活性化・発展に努めてまいります。

有害鳥獣対策につきましては、町、JA、猟友会、農業者などの連携のもと、鳥獣被害防止総合対策事業を継続実施するほか、猟友会に対しましては、新たに狩猟免許等取得支援制度補助金を創設し担い手確保に取り組んでまいります。

林業の振興につきましては、森林環境譲与税と丸玉木材株式会社様からの寄付による「丸玉木材森づくり基金」を有効に活用し、森林整備の促進を図り地域林業の活性化に努めてまいります。また、担い手確保対策や労働環境の改善と効率化に向け、森林環境譲与税を活用した支援制度の充実を図ってまいります。

森林バイオマス資源などの活用につきましては、「津別町モデル地域創生プラン」に基づき、令和4年度に建設を予定しています木質バイオマスセンターの実施設計と、木材工芸館キノスの主ボイラーを木質バイオマスボイラーへ更新するための実施設計に取り掛かり、再生可能エネルギーによる低炭素・資源循環型のまちづくりを推進してまいります。

町民の財産である町有林の管理につきましては、「第14次森林施業計画」を基本に、森林管理認証の基準に基づき、持続可能な森林経営を推進し、森林の公益的機能の高度発揮や将来の財産形成と地域材の安定供給に努めてまいります。

北海道立北の森づくり専門学院に対しましては、次世代の林業・林産業の担い手を育成するフィールドを提供し、卒業生の津別町への就職を期待しつつ、運営に協力してまいります。

商工業の振興につきましては、商工会が取り組んでいます経営改善普及事業や各種振興対策事業に対し、引き続き支援を行うとともに、起業等振興促進事業をはじめとする各種補助制度や融資制度により、町内企業の経営安定化と活性化、さらに起業者の支援に努めてまいります。

また、各産業における人材確保と若者の生活安定のため、町内に新規に就職して居住する者が返還する奨学金に対する支援事業を継続するとともに、U I J ターン新規就業支援事業を活用した移住・定住の促進と、創業しやすい環境整備に取り組んでまいります。

10. 社会資本の整備

建築施設や道路、水道など公共施設全般の管理につきましては、「津別町公共施設等総合管理計画」に基づき、優先順位をつけて老朽化した施設の取り壊しを行うとともに、施設の改修や更新にあたっては、その時々有利な財源を活用し進めてまいります。

町道の整備につきましては、「市街地町道整備計画」に基づき整備を進めており、本年度は幸町の町道 73 号線改良舗装工事にかかる設計業務を行います。舗装補修工事につきましては、「津別町舗装修繕計画」に基づき修繕を進めており、本年度は、豊永と共和を結ぶ町道 2 号線について、補助事業分の工事を行います。

橋梁の整備につきましては、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき補修を進めており、本年度は、町道 355 号線の新最上橋ほか 3 橋の工事を行うとともに、町道 301 号線みとせ橋ほか 3 橋の補修設計を行います。このほか 5 年ごとの橋梁点検につきましては、町道 109 号線達美ほか 9 橋について実施いたします。

道道津別陸別線の線形改良・拡幅につきましては、早期に整備が進められるよう引き続き要望してまいります。

道道津別相生停車場線につきましては、本町の一大事業であるまちなか再生事業と関連することから、歩道を含む道路整備について引き続き要望してまいります。

国道 240 号につきましては、事業着手となっております北釧橋線形改良工事の早期完成と布川地区のわだち改修、さらに、まちなか再生事業に伴う改良工事について引き続き要望してまいります。

北海道が管理する 1 級河川網走川の改修につきましては、令和元年度より工事が再開されており、計画区間の早期完成について引き続き要望してまいります。

道道津別陸別線の携帯電話不感地帯として、残る津別町域約 4 キロメートルと陸別町域の全線のエリア化につきましては、引き続き陸別町と協議し関係機関への働きか

けを行ってまいります。

住宅に関しましては、ふるさと定住促進事業による新築助成、中古住宅購入助成、住宅改修助成を引き続き実施して住環境の向上を図るとともに、地域経済の活性化につなげてまいります。また平成30年度に策定しました「津別町空家対策計画」に基づき、引き続き、空き家に関する施策を総合的かつ計画的に実施してまいります。

町有住宅につきましては、補助事業により高台町町営住宅2棟8戸と活汲町有住宅3戸を解体除去し、活汲町有住宅2戸の改修を行います。また、道道沿いの老朽化した緑町職員住宅4戸につきましても除却を行います。

水道事業につきましては、「津別町新水道ビジョン」に基づき、老朽化した導水管、配水管及び配水池等施設の更新を計画的に進めていますが、令和2年度において上里地区導水管更新工事を終了し、本年度は配水池施設の更新実施設計と配水管更新の準備を進めてまいります。また、平成30年度から実施しています家事用水道使用量が5立方メートル以下の家庭に対する2割軽減措置につきましては、本年度も継続してまいります。

下水道につきましては、「津別町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道管理センターの電気計装設備と機械設備の更新及び管理棟の耐震補強工事を行います。また、昨年度より着手しております企業会計方式への移行作業につきましては、令和5年度当初に移行できるよう進めてまいります。

11. 財政運営と各会計の予算規模

本年度の国の予算は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、デジタル・グリーン社会の実現、活力ある地方づくり及び少子化対策など、全世代型社会保障制度の構築などに対応する予算として、前年比3兆9,000億円、3.8%増の106兆6,000億円となり、9年連続で過去最大となりました。

国の税収が6兆円、9.5%の減となる中、地方財政計画につきましては、地方税収が2兆7,000億円、6.5%減となるものの、歳入における一般財源は総額として前年度とほぼ同額が確保され地方交付税は前年度比5.1%、8,503億円増の17兆4,385億円、交付税の分割交付とみなされる臨時財政対策債は2兆3,000億円、74.5%増の5兆5,000億円となりました。歳出では、まち・ひと・しごと創生事業費と地域社会再生事

業費は、令和3年度においても引き続き1兆4,000億円が確保され、地域デジタル社会推進費が新たに2,000億円計上されたところです。

このような中、本町の令和3年度予算編成につきましては、住民生活に密着する医療、福祉施策の充実と小学校の長寿命化改修工事など、緊急性と住民要望の高い事業を選択して予算編成を行い、その結果、本年度の一般会計予算の総額は、前年度比34.9%の大幅減である59億6,400万円となりました。これは、役場庁舎等建設事業、消防庁舎建設事業、一般廃棄物最終処分場施設整備事業の終了による減が大きな要因となったものです。

以上により編成しました令和3年度各会計予算は、一般会計59億6,400万円（前年度比34.9%減）。国民健康保険事業特別会計7億2,850万円（前年度比2.7%減）。後期高齢者医療事業特別会計9,720万円（前年度比0.1%増）。介護保険事業特別会計6億3,730万円（前年度比1.3%増）。下水道事業特別会計6億5,100万円（前年度比22.8%増）。簡易水道事業特別会計3億3,700万円（前年度比34.1%減）。合計84億1,500万円（前年度比27.9%減）となりました。

12. 結び

令和3年度予算は、2年目となる「津別町第6次総合計画」や総合戦略、福祉、障がい者等の各種計画を基本に編成したものであります。第6次総合計画につきましては、新年度より、総合計画推進委員会による検証が行われますことから、推進委員会よりいただきますご意見やご提言を、しっかりと政策に生かすよう、取り組みを進めてまいり所存であります。

いまだ世界的に猛威を振るう新型コロナウイルスによって、不自由さが実感される時勢ではありますが、人類の英知によりこの状況が克服されることを信じつつ、現在のウィズコロナの時代、そしてやがて来るであろうアフターコロナ時代を見据え、本年度も職員と一丸となり、町づくりに取り組んでまいりますことをお誓いし、令和3年度の町政方針とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で町政方針を終わります。

◎教育行政方針

○議長（鹿中順一君） 日程第5、教育行政方針を行います。

教育長から教育行政方針に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

教育長。

○教育長（宮管 玲君） [登壇] はじめに、令和3年第2回津別町議会定例会の開催にあたり、令和3年度教育行政の執行に関する基本的な方針を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行がやむことなく、今なお予断を許さない状況が続きます。今後も、北海道スタイルである「うがい、手洗い、手指の消毒、マスクの着用、換気、そして3密を避けた行動」に努め、加えて、身近に感染者が出た場合や濃厚接触者の人たちにどのように接していくべきかといった「心の教育」の充実を図りながら、子どもたちや町民の皆さまの安全・安心の確保を第一に、教育大綱の基本方針に掲げた6本の柱に沿って教育行政を推進してまいります。

柱の1、社会で生きる力を育む教育の推進について

義務教育においては、基礎的・基本的な知識・技能それらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力などに加え、学びを生かそうとする態度を身につけさせる必要があります。令和2年度に国のGIGAスクール構想に基づき整備した高速大容量の通信ネットワークと1人1端末のICT教育環境を日常的に活用するとともに、「主体的・対話的で深い学び」への授業改善を支援し、生涯にわたって能動的に学び続ける力を育みます。

特別支援教育については、多様な子どもたちの支援ニーズに応えるために中学校の支援員を増員し、長所を伸ばす多様な自立活動や教科学習を支援します。また、小中学校間の連携はもとより、学校と家庭、地域、関係機関などが長期的な視点で連携して取り組む体制づくりや教職員のスキルアップのための研修を計画的に推進します。

外国語教育の充実については、ALTの各学校・こども園への派遣を継続し、小学校では全ての英語の時間を担任とALTがチームティーチングを行います。

受け入れ年度の台湾二水国民中学校との相互交流事業については、新型コロナウイルスの流行収束が見通せない現状のため、WEB会議システムを使った交流も含め検討します。

柱の2、豊かな人間性を育む教育の推進について

自他を尊重する態度や生命を大切にす豊かな心を育むために、みずからを振り返って成長を実感したり、課題や目標を見つけたりすることができる工夫が大切です。オホーツク教育局の学校教育指導や網走地方教育研修センター講座を活用し、「考え、議論する道徳」の授業づくりや学校の教育活動全体を通じた道徳教育を支援します。

ふるさと教育の充実については、生活科や社会科などの教科、総合的な学習の時間における地域学習によりふるさと津別の理解を深め、愛着と誇りに思う気持ちを育みます。また、木工の専門家を講師に小中学校で実施している木育授業は、町の基幹産業の一つである林業や木の文化の理解を深める津別ならではの教育活動であり、林業関係者の協力を得ながら活動を充実させます。

読書活動については、「朝読」や「家読」など、あらゆる機会と場所において自主的に取り組むことができる環境整備が求められています。中央公民館司書職員を定期的に学校に派遣し、学校や家庭における「家読、よむ日のススメ」（4と6のつく日は読書の日）の奨励や、小学生・中学生新聞の配置、移動図書の取り組みを継続し、学校図書室の読書環境整備を推進します。

柱の3、健やかな体を育む教育の推進について

体力はあらゆる活動の源であり、健康の増進のほか、意欲や気力の充実とも大きく関わり、生涯にわたって健やかに生きるための基盤となるものです。全国体力・運動能力、運動習慣等調査などの活用や分析をもとにした体育授業の改善を支援し、子どもたちの体力・運動能力・運動意欲の向上を図ります。

食育の推進については、ふるさと教育の一環としてオール津別産食材での給食を提供し、地元の食材の味や生産者の思いや願いを知ること感謝の気持ち、さらにはふるさと津別を誇りに思う気持ちを育みます。

健康教育の推進については、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減させることを徹底します。その上で、子どもたちの健康や体力の増進のために、早寝・早起き・朝ごはんを基本とする望ましい生活習慣の定着をはじめ、養護教諭を中心に家庭と連携・協力した指導体制づくりを支援します。

柱の4、学びをつなぐ学校づくりの実現について

こども園から高校までの各段階がスムーズにつながるためには、連続性を意識した教育課程の編成や指導方法の工夫改善が必要です。津別町校長会や教頭会と連携し、特別支援連携協議会や学校教育振興協議会など、既存の教職員研修組織の活性化を図り、各学校間の強固な連携や滑らかな接続に努めます。

安全・安心な学校環境の整備については、子どもたち同士及び子どもと教職員との望ましい人間関係を醸成する学校の教育活動全体を通じて、いじめの未然防止に取り組むとともに、定期的な調査や教育相談により早期発見に努めます。いじめの疑いや不登校の兆候を察知した場合は、特定の教職員が抱え込むことなく、組織的かつ速やかな対応や関係機関との連携により解決を図ります。

津別高校への支援については、振興対策協議会と連携し、教科書購入費の全額補助などの各種支援を継続します。津別中学校から津別高校に進学した生徒の約7割が利用する公設民営塾P l a s は、基礎基本の復習から、大学受験対策まで、目標に応じた個別指導や映像学習で着実な成果をあげています。町外高校に進学した生徒も利用できる公設民営塾P l a s を、本町の魅力的な取り組みとして推進します。

学校運営の改善については、教職員の在校時間の客観的な把握を行うとともに、学校における働き方改革「津別町アクションプラン」に基づき、校務支援システムの積極的な活用などの取り組みにより、教職員一人一人の業務改善を推進します。

学校施設については、昭和49年建設の津別小学校旧校舎を令和3年度、4年度の2年間で長寿命化改修工事を実施します。保護者の世代が小学生のころに建てられた校舎であり、面影と思い出を残しつつ、2世代にわたって大切に使う学び舎として再整備します。

柱の5、学びを支える家庭や地域との連携・協働の推進について

家庭教育、幼児教育の充実については、ライフスタイルや保護者の意識の多様化といった社会の変化の中、家庭の自主性を尊重しつつ、親子で参加する体験活動を奨励・推進します。また、子どもたちに読書に親しむきっかけや読書習慣を定着させるには学校や家庭との連携が不可欠です。テレビやゲーム、インターネット、スマホに費やす時間の一部を読書活動に振り分け、家族で本を楽しむ「家読、よむ日のススメ」を

推奨し、乳幼児へのブックスタート事業、就学予定児童へのブックセカンド事業、読書記録通帳の発行などにより、家庭において本と触れ合う機会を創出します。

子どもたちの放課後や休日における活動については、地域の人材の積極的な活用や子ども芸術劇場の開催など、ふるさと津別に五感で関わる多様な体験活動を推進します。また、次世代を担う人材を育成する観点から、子どもの主体性を尊重し、健全な育成を図る児童館のあり方や運営について、福祉部局や子ども子育て会議、学校関係者と連携し、目指すべき方向性を検討します。

学校と地域の連携・協働の推進については、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を始動し、人口減少や少子高齢化という社会 大きな変化の中、学校と家庭、地域が目標や課題を共有しながら、地域総がかりで子どもたちを育むことを目指します。

柱の6、学びを生かす地域社会の実現

心を育て、共有と共感を生む体験と生涯学習の推進については、小中学生対象の「アソビバつべつ」や、高校生ボランティアサークル「ひまわり」、青年活動支援プロジェクト「a n d」、高齢者「寿大学」の自主運営を支援します。幼少期から高齢期まで生涯にわたって学び続けることのできるよう、社会教育人材バンク「まなびーふる」を活用した各種講座の開設や体験活動の充実に努めます。

本年度は受け入れとなる船橋市・南アルプス市との青少年交流では、参加する小中学生や高校生リーダーの自主性や自立心を培うとともに、友好姉妹都市との親善を深めます。

心身ともに健康で、生き生きと暮らせる生涯スポーツの推進については、スポーツ推進委員や関係団体、総合型クラブ「かるっちゃつべつ」と連携した各種運動教室の実施やトレーニングルームの利用促進を図ります。また、コーディネーショントレーニングの親子体験会や指導者講習会を引き続き実施するとともに、新たに高齢者向けの体験会を企画し、幅広い年代層における運動の日常化と習慣化を図ります。

スポーツ合宿については、スポーツ振興などの教育的効果をはじめ、経済効果、町の魅力の一つとして定着させるため、関係団体や合宿実行委員会と連携し、合宿チームの誘致拡大と事業内容の充実を目指します。

感動と感性を磨き、心を豊かにする芸術文化の推進については、子どもを対象とした芸術劇場の開催や、一般町民を対象とした著名人による講演会や舞台公演を開催するとともに、各文化団体・サークルの自主的な活動や発表の場を支援します。

町民芸術劇場と連携し、道内外のアマチュア奏者が音楽の基礎を学ぶ場としての「日本フィルセミナー」や「リコーダーセミナー」を継続し、練習成果を発表するセミナーコンサートでは幼児や小中学生だけでなく幅広い年齢層を対象として、音楽で心が満たされる鑑賞機会を提供します。

人づくり・まちづくりを支え、自主性を高める学習環境の整備については、温水プールの外壁及び15メートルプール槽の改修工事やグレステンスキー場側溝の安全対策工事などを行い、利用者が活動しやすい施設整備の計画的な整備や維持管理に努めます。

創造を楽しみ、好奇心を刺激する読書活動の推進については、中央公民館図書室を核に、多様化する情報や資料を求める町民の要望に応え、幼児・小学生から高齢者まで、町民だれもが気軽に立ち寄ることができ、自分の世界や知識、仲間を広げる図書室環境の整備を図ります。

まちなか再生事業の一環として予定されている図書館の建設については、津別町図書館建設検討委員会の協議・検討内容を十分に反映させ、「出会い・集い・人がつながる自分たちの図書館」の実現を目指します。

なお、令和3年4月の役場新庁舎完成に伴い、教育委員会を中央公民館に集約します。ワンフロア化により、各係間のより一層の連携に努め、本町の生涯学習を充実させてまいります。

結び

以上、令和3年度の教育行政の基本的な方針について申し上げます。引き続き、津別町の未来を担う子どもたちの健やかな成長と、全ての町民が生涯にわたって学び、運動に親しむことができる環境づくりに努力してまいりますので、町民の皆さま並びに議員の皆さまのご理解とご極力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 10時54分

再開 午前11時5分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますのでこれを許します。

○町長（佐藤多一君） 本日ここに第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙なところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、12月定例会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、誠に残念な報告ではありますが、去る1月12日、津別町消防功労者、自治功労者溝渕成能様をご逝去されました。故人は、永年、消防団員、交通指導員として、地域の防災、交通安全活動に多大なご貢献をいただいたところであり、生前中の数々のご功績に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げますとともに、安らかなご冥福をお祈り申し上げます。

次に、令和3年成人式についてであります。新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期しましたが、感染対策を講じながら5月2日に開催することとして準備を行っているところです。成人式に出席することができない新成人の方やご家族の方々に視聴していただけるよう、ライブ配信を行う予定です。なお、新成人の方々には、今後の感染状況によっては再延期となることもお伝えし、取り進めてまいります。

次に、寄附についてであります。1月28日、小林ニットウェア株式会社様より、新型コロナウイルス対策の支援として、大リーグで活躍中のダルビッシュ有投手の最多賞記念オリジナルマスクと同様の布を使用した、マスク300枚のご寄付をいただいたところであり、ご厚志に深く感謝申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

次に、高齢者に対するお祝いについてであります。1月5日に大石ひさ子様、1

月 20 日に児カズエ様が 100 歳の誕生日を迎えられましたことから、今後ともますますのご健勝を願い、記念品を贈り祝意を表したところであります。

次に、津別病院院長相澤誠氏の離町についてであります。相澤誠氏は、平成 10 年に津別病院に赴任され、通算 20 年の永きにわたり本町の地域医療に携わられ、津別病院の機能充実や医師確保にもご尽力されてこられました。また、本町の保健、医療、福祉の分野におきましても積極的に関わっていただき、数多くの公職を歴任され、町民から厚い信頼を受ける先生でありました。

このたび、2 月末をもって津別病院院長を退任されるにあたり、2 月 26 日、丸玉木材本社、病院関係者など、多くの方々の見送りを受け離町されました。これまで、本町の地域医療を支えていただきましたご功績に対し、改めて深く感謝を申し上げますとともに、今後とも健康に十分留意され、ご活躍されますことを願うものであります。

次に、北海道大学公共政策大学院との包括連携協定締結についてであります。これまで同大学院の公認サークルである HALCC との連携事業を続けてきたところですが、この取り組みが地域への社会貢献をより大きく展開させたいとする大学院側の意向と重なり、昨年 8 月に連携協定締結の打診を受けたところです。締結式はコロナ禍のもと、2 度延期となりましたが、このたび 3 月 8 日に、遠藤乾公共政策大学院院長が来町され、津別町との間で締結式を執り行いました。今般の協定締結を機に、さらなる連携体制の強化を図り、本町のまちづくりと大学院の研究発展に資する活動の充実を目指してまいります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。3 月 1 日現在、一般土木工事関係については、一般廃棄物最終処分場既設重機車庫地盤整備工事他 32 件、3 億 4,028 万 8,000 円 (100%)。

一般建築工事関係については、津別小学校トイレ等改修工事他 18 件 1 億 4,315 万 2,000 円 (100%)。

簡易水道・下水道工事関係については、東岡地区個別排水処理浄化槽設置工事他 15 件、4 億 1,815 万 4,000 円 (89.3%)。

設計等委託業務関係については、上里地区小水力発電機実施設計業務他 27 件、1 億 8,694 万 4,000 円 (100%) であり、令和 2 年度予算分について総額 10 億 8,853 万 8,000

円で 95.6%の発注率となっており、簡易水道、下水道工事の一部を残し、発注を終了しております。

なお、今議会におきまして、人事案件、条例制定及び新年度予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎同意第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（伊藤泰広君） ただいま上程となりました、同意第2号 オホーツク町村公平委員会委員の選任につきましてご説明を申し上げます。

現公平委員会委員田村昌文氏は、令和3年3月31日をもって任期満了となりますので、オホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定によりまして、後任の選任をいただきたく議会の同意を求めるものであります。

後任につきましては、前訓子府副町長であります佐藤明美氏を新たに選任することをお願いするものであります。佐藤氏の住所、生年月日は議案に記載のとおりであります。

氏は、昭和48年に訓子府町役場に奉職、社会教育課長や総務課長を務めた後、平成23年に副町長として選任され、令和元年5月に退任するまで2期、8年の間、副町長としてご活躍された方です。

なお、任期につきましては、令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間

となります。

以上、ご説明といたしますのでご同意の方よろしくお願いいたします。

本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

◎諮問第1号

○議長(鹿中順一君) 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(伊藤泰広君) ただいま上程となりました、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて説明をさせていただきます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、町長が議会の意見を聞いた上で推薦を行い、法務大臣が委嘱するものであります。本町では、現在3名の方が人権擁護委員として委嘱されておりますが、そのうち1名鷹嘴とし子様が令和3年6月30日をもって任期満了となりますことから、その後任の候補者を推薦するものであります。

候補者として推薦する方は、新任となります都丸雅子様で、生年月日及び住所は議案書に記載のとおりです。都丸さんは、地域おこし協力隊として本町に移住され、協力隊員としても活躍されましたが、さらに協力隊卒業後も津別町に居住し、自営業としてゲストハウスの運営に携わりながら、移住・定住・空き家の利活用に関する相談

業務をされております。これまで町民と接する機会も数多く、職歴も含めまして、その豊富な経験から津別町だけではなく広く社会の実情に通じていると見えまして、識見も高いものと推測されるものであります。

また、本人も人権擁護に対しまして積極的に学び関わりたいという意思を示していただいております、その人柄からもまさに適任者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

なお、任期につきましては、令和3年4月1日からの3年間となります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより諮問第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、適任であると答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は適任であると答申することに決定いたしました。

日程第9、議案第1号 津別町健康福祉センター条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいま上程となりました、議案第1号の内容を説明申し上げます。

説明資料によりご説明いたしますので、資料1ページをご覧ください。

このたびの条例制定の理由は、第5次総合計画から設置がうたわれていました健康福祉センターが、第6次総合計画での誰もがいつでも生き生きと安心して住み続けられる町を目指し、保健・医療の充実と福祉の充実を津別町社会福祉協議会と連携を図りながら、町民の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るための総合的及び一体

的な活動の拠点としていくために、センター条例を制定するものでございます。

条例の概要では、センターの使用が目的や事業に沿ったものとしていくために、必要なもののみで構成しております。

第1条の設置では、総合的な活動の拠点施設として設置するものと規定しております。

第2条は、名称と位置について、第3条は職員の配置について、第4条はセンターの事業について定め、第5条は規則への委任について定めております。

3ページの平面図をご覧ください。網かけの色が変わっているところが健康福祉センターとなります。一部トイレにつきましては共用ということで半分の面積が健康福祉センターと位置づけられております。小さい字ではございますが、道道588号線側が津別町社会福祉協議会の配置となります。上のほうでございます。この図面では保健福祉課と記載されているところになります。社会福祉協議会は、入浴車保管・乾燥車庫、洗濯室、休憩室、文書庫・機材庫、そしてここに障がい者等活動スペースとなっておりますが、ここは、今後の名称では多目的活動室とさせていただきます。名称は、その名称にさせていただきます。あと、左側にありますボランティア室を活動スペースとして使用していくこととなります。

それでは議案書のほうに戻っていただきまして、ただいまご説明しました内容を条文としたものでございます。

施行期日は令和3年5月1日から施行するものです。

以上、議案第1号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長(鹿中順一君) 日程第10、議案第2号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(小野淳子さん) ただいま上程となりました、議案第2号の内容の説明を申し上げます。

説明資料によりご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

このたびの条例改正の理由につきましては、令和2年度税制改正での租税特別措置法の改正によるもので、低未利用土地の取得支援の一環として、低未利用土地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特別措置が新たに追加されたことに対応する規定の整備になります。

新旧対照表をご覧ください。

附則第4項に、法第35条の3第1項を追加するものでございます。

それでは議案書に戻っていただきまして、ただいまご説明しました内容を改正条文といたしたものでございます。

施行期日は公布の日から施行し、令和3年1月1日から適用するものであり、第2項では改正後の附則第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険税に適用し、令和2年度以前の年度分の保険税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、議案第2号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認くださいます

ようよろしくお願いいいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、議案第3号 乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいま上程となりました、議案第3号の内容の説明を申し上げます。

説明資料の6ページをご覧ください。

このたびの条例改正の理由につきましては、医療費の助成対象年齢を引き上げるためのものがございます。

改正内容は、助成対象者の年齢を満15歳から満18歳とし、題名を子ども医療費の助成に関する条例に改訂し、その他文言の修正を行うものがございます。

新旧対照表をご覧ください。

題名の改定から第1条の目的では、北海道補助要綱に合わせ改正するものでございます。

第2条は、対象年齢の改正と、これ以降「乳幼児等」を「子ども」に改正し、あと文言の修正を行っております。

次の8ページの第3条の受給資格者では、組合員を追加し、第3条の2では、保護者だけではなく、被保険者等となる場合もありますので、医療費の助成を受けようとする者に改正いたします。

9ページの第6条では、償還払いによる助成を追加し、申請期間を第3項に変更いたしました。

第7条では、届け出事項の追加を行っております。

また、条例の題名を変更することで、10ページに記載しております津別町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の新旧対照表にあります、別表第1に記載しております題名の改正も合わせて改正するものでございます。

それでは議案書に戻っていただきまして、ただいまご説明した内容を改正条文としたものでございます。

施行期日は令和3年4月1日から施行するもので、第2項は先ほど説明した題名の変更を記載させていただいております。

以上、議案第3号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第12、議案第4号 津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第4号の内容の説明を申し上げます。

説明資料の11ページをご覧ください。

改正理由は、第8期介護保険計画策定に伴う保険料等の見直しでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第1号被保険者の保険料は、令和3年度から3年間の計画期間中に見込まれる標準給付見込額や、地域支援事業見込み額を勘案しまして、保険料収納必要額を確保することができるように設定いたします。

この算定によりまして、津別町の介護保険料基準額は、第7期は4,440円としておりましたけれども、第8期では4,900円の設定とし、460円の上昇としております。

第1項と資料12ページの第6項から第8項の保険料は、この月額基準額を基にした年間基準額に備考欄に記載の段階別保険料率、低所得者負担軽減率を乗じた額となります。

第3項から第5項までは、介護保険法施行規則の改正で、基準所得額が改正されたことによりまして、それぞれ年度の修正と基準所得額の改正を行っております。

それでは議案にお戻りいただきまして、ただいま説明いたしました内容について改正文としたものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、議案第5号 津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいま上程となりました、議案第5号の内容の説明を申し上げます。

説明資料の13ページをご覧ください。

このたびの改正の理由につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正法の施行に伴い、附則第1条の2第1項が削除されたことにより、そこを引用して定義しておりましたことから、定義の整備を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。附則第4項の定義を感染症法による定義に改正するも

のでございます。

それでは議案に戻っていただきまして、ただいまご説明しました内容を改正文としたものでございます。

施行期日は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第5号の内容について説明を申し上げましたので、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長(鹿中順一君) 日程第14、議案第6号 津別町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐(仁部真由美さん) ただいま上程となりました、議案第6号の内容の説明を申し上げます。

説明資料の 14 ページをご覧ください。改正理由と内容といたしましては、平成 30 年度介護報酬改定において設けられた居宅介護支援事業所における管理者要件について、事業所の人材確保に関する状況を考慮しまして、今年 3 月 31 日までとしていた経過措置期間を令和 9 年 3 月 31 日まで延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難など、やむを得ない理由がある場合については、主任介護支援専門員を管理者としない取り扱いを可能とするための改正でございます。

新旧対照表をご覧ください。

第 6 条は、管理者要件の改正です。

附則第 2 項で猶予期間の延長の改正と第 3 項に令和 3 年 3 月 31 日時点で主任介護支援専門員が管理者でない居宅介護支援事業所について、当該管理者が管理者である限り、管理者要件の適用を令和 9 年 3 月 31 日まで猶予することとしております。

議案にお戻りいただきまして、ただいま説明いたしました内容について改正文としたものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、説明申し上げましたのでご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 6 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第15、議案第7号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいま上程となりました、議案第7号の内容の説明を申し上げます。

説明資料16ページをご覧ください。

このたびの条例改正の理由につきましては、医療費の助成に係る申請期間の規定、届け出事項の追加及び文言の修正が主なものとなっております。

それでは新旧対照表をご覧ください。主なものとしたしまして、17ページになります第3条では、国民健康保険法に規定する特例により、津別町国民健康保険の被保険者とされたものを含むということを規定するものを付け加えております。

そして18ページの第8条第3項に、助成の申請期間を規定しております。

そして第9条では、第2号に届け出事項を追加しております。

それでは議案書に戻っていただきまして、ただいまご説明しました内容を改正条文としたものでございます。

施行期日は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第7号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長(鹿中順一君) 日程第16、議案第8号 津別町農林業関係事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐(迫田久君) ただいま上程となりました、議案第8号について説明申し上げます。

説明資料によりご説明させていただきますので、資料の20ページをご覧ください。

改正の理由につきましては、農林業関係分担金条例は津別町が行う農林業関係事業の費用に充てるため分担金を徴収し、必要な事項を定めることを目的といたしまして平成22年に整備され、同年10月に条例を施行しております。

今回の改正は、現在計画しております水利施設等保全高度化事業に係る受益者分担金を徴収するため、同事業を追加し一部を改正するものであります。

改正内容を説明申し上げます。改正内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。別表第3条関係に、事業名、水利施設等保全高度化事業を加え、受益者負担率を20%以内とするものであります。

議案の本文にお戻り願います。ただいまご説明いたしました内容を条文化したものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第8号の内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（鹿中順一君） 日程第17、議案第9号 津別町有害鳥獣駆除奨励条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（迫田 久君） ただいま上程となりました、議案第9号について内容のご説明を申し上げます。

説明資料により説明させていただきますので、資料の21ページをご覧ください。

このたびの条例の改正の理由につきましては、駆除奨励金の交付を規定する有害鳥獣のうち、ヒグマの奨励金の額は昭和50年以降46年間同額となっており、この間、経済成長による物価の上昇や、消費税の導入等の経済状況、自然環境の変化を踏まえ、奨励金の額を見直し、農林業被害の軽減及び安全・安心な住民生活の確保を図るためでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表をご覧ください。

第5条第1号のヒグマ1頭につき3万円を5万円（2頭以上同時に駆除した場合は、2頭目以降は1頭につき3万円）に改正するものであります。

議案の本文にお戻り願います。

ただいまご説明させていただきました内容を条文化したものでございます。

附則といたしましては、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第9号の内容につきまして説明を申し上げましたので、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、議案第10号 訴えの提起についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第10号について説明させていただきます。

町営住宅であります高栄団地6棟138号について、建物明け渡し請求の訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

訴えの相手方は議案に記載のとおりとなります。

こちらの相手方につきましては、町営住宅の入居者でありましたが、当該住宅に居住実態がありませんでした。

議案に記載の住所地に住民票を異動していることが明らかになり、明け渡し請求を送付したものの、その期限が到来しても住宅の明け渡しがなされず、残置物が放置された状態で当人も連絡が取れない状況にありますことから、法的手段により解決を図りたく明け渡し請求の訴えを提起するものでございます。

なお、本件の訴状は弁護士に委任することとしております。

以上、議案第10号の内容につきまして説明申し上げましたので、ご承認いただけますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 43 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

日程第 19、議案第 11 号 令和 2 年度津別町一般会計補正予算（第 11 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 11 号についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、ふるさと納税寄附金の増額見込みによる関連経費や積立金の増額、津別町病院施設整備基金への積立金、畜産クラスター事業関連の農業関係事業費の増額、商工振興費での新型コロナ対策経費の組み替え、新たな感染症関連事業費を受けての学校関連事業の追加ほか事業の完了及び事務事業の精査による減額が主で、一般財源剰余金を基金に積み立てることで補正予算を組ませていただいております。

補正予算の条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項は歳入歳出予算に、それぞれ 9,474 万 6,000 円を追加し補正後の予算総額を 105 億 3,283 万 1,000 円とするものであります。

第 2 項及び第 2 条以下につきましては後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので 9 ページから 10 ページをお開きください。

なお事業精査による減額及び財源内訳のみの補正につきましては説明を割愛させていただきますのでご了承願います。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 3 財政管理費の財政調整基金積立金は、一般財源剰余金を積み立てるもので 7,007 万 1,000 円の増額です。項 2 地域振興費、目 1 企画総務費は 11 ページから 12 ページになります。

ふるさと納税推進経費は、ふるさと納税の増額を見込み関連予算を 1,257 万 2,000

円と積立金を1,000万円増額するものであります。

まちなか再生事業は、農協分の土地購入費1,232万2,000円を減額し、新年度予算にて改めて計上させていただくものになります。

13ページ、14ページをお開きください。項3徴税費、目1税務総務費の税務事務経費は、固定資産税システムの法改正対応費用として負担金の72万円の増額です。

15ページから16ページをお開きください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の障害者総合支援事業経費は、利用者及び利用単価の増により扶助費、障害児給付費の157万2,000円の増額です。目4国民年金費は、国民年金事務経費で国民年金法施行令等の改正に伴うシステム改修で負担金の8万8,000円の増額です。目5老人福祉費は、介護サービス支援事業で特養デイサービスの設備修繕にかかる補助金で161万5,000円の増額です。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は17ページから18ページになります。子ども・子育て支援事業で子育て世代包括支援センター用備品購入費106万2,000円と、こども園の衛生物品購入にかかる新型コロナ関連補助を活用した補助で50万円、合計156万2,000円の増額です。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は、津別町病院施設整備基金積立金で7,000万円の増額です。目2予防費の母子保健推進事業は、過年度超過交付補助金の返還分として2万9,000円の増額です。目3環境衛生費は19ページから20ページになります。簡易水道事業特別会計繰出金は元利償還金の増により繰出金33万4,000円の増額です。21ページから22ページをお開きください。

款6農林業費、項1農業費、目3農業振興費のその他農業振興対策経費は、農業生産法人経営推進事業補助金等交付要綱に基づき、法人設立後3年間に限り規模拡大のため借り受けた耕作地の賃借料に対し、その3分の2を補助するもので、1法人に対する補助で304万4,000円の増額です。農地中間管理事業は、機構集約協力金交付事業で、地域内のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付けた場合や、離農、経営転換等の理由で農地を同機構に貸し付けた場合に協力金が交付される事業で、道のトンネル補助で1,411万2,000円の増額です。

23ページから24ページをお開きください。目5畜産業費の畜産クラスター事業は、

東岡地区の畜産クラスター事業の哺育牛舎と施設整備に係る道のトンネル補助で 1,279 万 2,000 円の増額です。本事業は、令和 3 年度への繰り越し事業となります。

款 7 商工費、項 1 商工費、目 2 商工振興費は、27 ページから 28 ページになります。商工振興補助費等は、これまで組ませていただいていた新型コロナウイルス対策関連臨時交付金事業の精査による減額と、前回 11 月時点の計画書集約時の執行見込みから 2,000 万円程度の方下修正となったことから、同じく交付金事業としてお買い物割引券発行事業を組み替えで組ませていただくもので、補助金 2,800 万円余りの減額と、負担金 2,088 万円の増額で、合計では 726 万 3,000 円の減額となるものです。

31 ページから 32 ページをお開きください。款 9 消防費は全て事業精査による減額です。減額とは別に外構工事部分について冬季工事を避ける等により、次年度への繰越明許を設定させていただいております。後ほど出てまいります。

33 ページから 34 ページをお開きください。款 10 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費の小学校施設管理経費は、35 ページから 36 ページにわたりますが、新型コロナ関連の学校保健関連補助金を活用しての消耗品、消毒液、非接触型温度計、換気タイミングの指標を図る二酸化炭素濃度測定器購入費等の増額で 121 万 2,000 円の増額です。教務用消耗品・備品等整備経費は、ICT を活用してのデジタル教育の拡大に対応するためのデジタル指導書のシステム使用料 4 万 4,000 円の増額です。小学校費の学校保健関連補助金を活用した学校保健特別対策事業費 75 万 6,000 円については、翌年度への繰越明許費となります。項 3 中学校費、目 1 学校管理費の中学校施設整備事業は、これまでカバーできていなかった職員室の校内無線 LAN 配線工事で 27 万円の増額です。中学校施設管理経費は 37 ページから 38 ページにわたりますが、退職される会計年度任用職員の学校用務員の方への退職報償と、小学校費同様の学校保健関連補助金を活用しての物品・備品購入費として合計 158 万 3,000 円の増額です。教務用消耗品・備品等整備経費は、校内研修用図書を購入費 5 万 4,000 円の増額です。中学校費の学校保健関連補助金を活用した学校保健特別対策事業費 59 万 6,000 円についても翌年度への繰越明許費となります。41 ページから 42 ページをお開きください。項 5 保健体育費、目 2 体育施設費の屋内ゲートボール場管理経費は、暖房費の 28 万 9,000 円の増額です。歳出については以上となります。

次に、歳入の説明をいたしますので3ページから4ページにお戻りください。款10 地方交付税は、普通交付税の本年度の交付額に基づき一般財源として1億2,657万3,000円の増額です。

款14 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金の障害児入所給付費は、利用者と利用単価増に伴う扶助費増に伴う国費78万6,000円の増額です。項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金の補助分新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、精査による35万9,000円の増額となります。目2 民生費国庫補助金の施設型給付費は、こども園運営費に国費の精査で86万3,000円の増額です。子ども・子育て支援交付金は、子育て支援事業に係る国費の精査で31万3,000円の増額です。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業は、児童館と子ども園におけるコロナ対策補助分として83万円の増額です。目5 教育費国庫補助金は、学校保健特別対策事業補助金で67万6,000円の増額と、子ども・子育て支援交付金（特例措置分）は、コロナ禍での学校臨時休業時の放課後児童クラブ特別開所に対する補助として1万3,000円の増額です。目3 国庫委託金、目2 民生費国庫委託金の基礎年金等当事務は、システム改修対応分として16万5,000円の増額です。

款15 道支出金、項1 道負担金、目1 民生費道負担金の障害児入所給付費は、国費同様に利用者、利用単価増に伴う扶助費増に対応した道費39万3,000円の増額です。項2 道補助金、目1 総務費道補助金の地域づくり総合交付金は、町民の森自然公園木道改修設計事業に関するもので140万円の増額です。5ページから6ページをお開きください。目2 民生費道補助金の地域生活支援事業費等は、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業の特別事業分で12万6,000円と、子ども・子育て支援交付金は、子育て支援事業に係る道費の精査で31万3,000円の増額です。目4 農林業費道補助金の農地耕作条件改善事業は、精査により434万円の増額と、機構集積協力金は農地中間管理事業の道トンネル補助分の1,411万2,000円の増額。畜産クラスター事業も歳出と同様の1,279万2,000円の増額です。

款16 財産収入、項2 財産売払収入、目4 物品売払収入の車両売払収入は、ランプの宿対応バス、公用車、スクールバス2台分、計4台分の車両売り払い収入で、合計31

万 7,000 円の増額です。

款 17 寄附金、項 1 寄附金、目 2 総務費寄附金は、ふるさと納税による寄附金の 2,000 万円の増額です。

7 ページから 8 ページをお開きください。款 20 諸収入、項 5 雑入、目 6 雑入の宝くじ交付金は、精査により 100 万 4,000 円、事故共済金 3 万 9,000 円、その他 2 万円の増額となります。

款 21 町債は、事業費確定による精査が主ですが、目 1 総務債の減収補てん債は、新型コロナウイルス対策の特別債で、通常発行可能な適用税目に加え地方消費税など 7 税目に対象が拡大され、今回、本町が発行可能な地方消費税交付金と地方揮発油譲与税の減収分について追加をさせていただくものです。地方消費税交付金通常分 217 万 8,000 円、引き上げ分で 222 万 5,000 円、地方揮発油譲与税で 120 万 7,000 円となり合計 561 万円の増額です。75%から 100%の交付税措置というような起債になっております。その他は精査による増減となっております。

歳入の説明は以上となります。

補正条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいま説明いたしました内容を第 1 表のとおり款・項区分ごとに整理し、第 1 項の補正額及び予算総額とするものであります。

第 2 条は継続費の補正で、2 枚ほどめくりまして第 2 表継続費補正のとおり新庁舎用備品購入経費と新庁舎移転等業務において事業費総額と年割額を現段階の予定額で変更をするものであります。

第 3 条は、繰越明許費の補正で、第 3 表繰越明許費補正のとおり産地生産基盤パワーアップ事業、農地耕作条件改善事業のほか 5 事業を追加するものです。

第 4 条は地方債の補正で、次のページになりますけれども第 4 表地方債補正のとおり一つの事業を追加、6 事業の限度額を変更し、変更後の限度額合計を 35 億 5,214 万 2,000 円とするものです。

以上、内容についてご説明いたしましたので、原案にご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 歳出の18ページ、款4衛生費の津別町病院施設整備基金積立金の24節、今回、補正で7,000万円積立金があげられておりますけれども、条例も整備して、この津別町病院施設整備基金につきましては津別病院を指しているのではないかというふうに考えられます。そこで丸玉木材津別病院との協議経過について、どこまで話し合われているのか、かつ会社側と建て替えの確認についてどのあたりまで確認されているのかお伺いしたいと思います。

かつ、この積立基金の目標、計画について町のほうで考えられている数字について、もし具体的に考えているのであればお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小野淳子さん） ただいまのご質問に対してです。

想定されます津別病院さんは、今後の病院経営と町の介護・福祉の状況から、どういうあり方の病院が望ましいのかという打ち合わせを病院担当の事務の方等を含めて話をさせていただいております。そこに本社のほうの方も一緒に入って話をしているところですけれども、今後の本当にまだ事務段階の話で病院も老朽化してきておりますエレベーターの問題や、暖房の問題、いろんな老朽化がきているのですけれども、そこに設備投資をするにしても、今後の維持に向けてはやはり難しいところで、建て替えを考えていきたいということでは一致はしているのですけれども、今度の病院が何床の病院にするのか、ただ病院経営だけでは難しいところが町としてどのような病院に求める機能があるのかというところを、今、付け合わせをさせていただいている状況です。それをもとにして町や丸玉本社のほうと本当に何年に建て替えをしていくのかどうかというのが、これからの正式な協議になります。まだ、そののところを煮詰めてどうしていくのかというところの議論にいきますので、まだ全て本社のほうも建て替えで全てがOKということにはまだなっていません。それで、その建て方、病院だけではなく介護施設なのか、ほかの付随しているものをつけていくのかというところでは、建て方を含めて経費のこともありますので、目標年ですとか経費がどのぐらいかというのは今後の話を詰めていく中で数値化していきたいと考えております。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 今お答えをいただいたところなのですが、条例も整備して補正もかけながら基金を造成していると、そういうことが行政として正式に行われるということは、今の担当課長のお答えでは病院の事務方担当と話を行われていると、そういう内容でございましたけども、やはり町としてこれだけの条例整備をして基金を積み立てるということになれば、当然、本社含めて丸玉木材の意思もきちっと確認する必要が前提としてあるのではないかなと、そういうふうに思いますけれども、それあたりについて再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この条例をつくる時にもお話をさせていただきましたけれども、具体的に先ほど課長が言いましたとおり、ベッド数をどれぐらいにするかというようなこととか、病院側のほうとしても決まっております。当時、相澤院長ともいろいろお話をさせていただいたわけなんですけれども、相澤院長の意向も含めて立地的なものだとか、規模の関係だとか、先生としての思いもいろいろあったように感じておりますけれども、しかしそれが親会社の方針としてきちっと決まった状態ではありません。我々としても、いつかは建て替えが来るだろうなということ、その年度がいつなのかというのはわからない状態でありますけれども、仮に突然建つようになった時に、これまでの流れでいくと大体今まで津別病院さんが新しく病院を建てる時に過去の例を見ますと半分助成をしているのです。それと大きな例えばCTだとか、そういう多額なお金の掛かる医療機器については75%助成をしているというのが過去の例です。それと同じことになるのかどうなのかというようなことも含めて、これから詰めていかなくてははいけませんし、さらにその率のアップということも言われるようなことも出てくるかもしれません。その前にまた、今、毎年毎年の運営が赤字の状態でありますので、そこと、それと積み立てということでダブルで資金を対応せざるを得ないような状況になっておりますので、できるだけ後で慌てないように、今のうちからお金を積み立てさせていただきたいということで条例を制定させていただきました。その中で、当面、今の予算の残高等々を見ていくと、今回7,000万円積み立てさせていただいて、新年度では3,000万円を計上しておりますけれども、この2年かけて1億円ということになります。また、余り具合によっては、そちらのほうをまた補強して

いくという格好を組んでいきたいなというふうに思っているところです。いずれにしても、先ほど申し上げましたけれども、毎年の運営状況と、それと建て替えの問題と、大きくお金が掛かる状況になってきますので、これらにつきましては、また具体的な経営内容等々示されることになると思いますので、それを持って別途また委員会、全員協議会等々とお話をさせていただければなと思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、山内彬君。

○9番（山内 彬君） 町長にも今お答えいただいたのですが、やはりこういう基金を積み立てると、条例含めて町民の関心は深いものというふうに思われます。かつ津別町として唯一の病院を将来的にも存続させると、そういう観点から、町長がやはり丸玉の社長と町の積極的な支援の話を含めて、このことについてある程度意思確認をすべきではないかなと、そういうふうに思いますので、今後できれば早い時期にそういう方向で進んでいただきたいなと思いますので、再度それあたりについて確認を含めて町長にお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 昨日、新しい院長もごあいさつに見えられました。日下先生が新しく院長になられるということで、相澤先生がいなくなったことによって医師が1名減になっておりますので、これはそういう医師の募集をするサイトがありますので、美幌の国保病院もそういうサイトを活用して医師を集めたりしておりますけれども、同じようにそういうものを活用しながら、何とか1名募集をしていきたいということで言っておられました。これから色々相談事や要請もあるかというふうに思いますけれども、よろしくということでありましたので、多分これからいろんなことが、まず社として病院を新しくして本体に大きな影響が出てくるというようなことになれば、これは身も蓋もない状況になってしまいますので、それらも含めてどれぐらいの大きさ、サイズ感をもってされるのかというのが、まずは向こうでおそらく検討されるのだらうと思います。その中で出てきた部分について、福祉サイドは福祉サイドのほうとして、こういうものも付加できないかとか、いろいろ考えるところもあるように聞いておりますので、それらも含めて単に病院1本ということしていくのかどうかも

含めて、打ち合わせをするような形になるかと思っています。

どちらにしましても、今回、積み立てをしますけれども、その前に、やはり年間の運営費の問題が今言いましたとおり、積み立てで2年合わせて1億円ですけれども、1年間1億円程度の増額というのも出てきたりもしておりますので、そうすると町の財政にとってもかなり厳しい状態になってまいります。それらも含めて検討させていただきたいというふうに思っていますので、今ここで目標額ということで議員も先ほどおっしゃられていましたけれど、なかなか目標額を幾らにするかというのは詰め切れない状態であります。例えば国営農地のように町の地元負担が何パーセントというふうに決まっていれば、それに合わせて金額をはじき出して積み立てをしていくというようなこともあり得るのですけれども、規模がまだ定かではありませんので、とりあえず今の金額を積み立てさせていただきたいというふうに思いますし、その後また本社のほうとも病院を通じてのお話になるかと思っておりますけれども、詰めさせていただいて、内容等についてはまた議員の皆さんにお知らせをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、議案第 12 号 令和 2 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 12 号の内容の説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では事業精査による増減と基金積立金の増額の補正であり、歳入では、これらに伴う国庫支出金、道支出金の増減の補正であります。補正の条文第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 168 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6 億 5,707 万 6,000 円とするものでございます。

第 2 条は後ほどご説明いたします。

それでは歳出からご説明申し上げますので 5 ページ、6 ページをお開きください。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費から 7 ページの中ほどになりますけれども項 5 高額医療合算介護サービス費までは、事業精査による増減でございます。

その下の款 4 基金積立金、項 1 基金積立金は、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の交付決定による 168 万 5,000 円の増額で、評価指標が令和 2 年度は介護予防に重点が置かれたため、津別町は点数の設定が高くなったことによる増額となっております。

続きまして、歳入の説明になりますので 3 ページ、4 ページにお戻りください。

ただいま説明いたしました、歳出に係る補正で款 2 国庫支出金、項 1 国庫負担金が 2 万 5,000 円の減額。項 2 国庫補助金が 168 万 5,000 円の増額、項 1 道負担金が 2 万 5,000 円の増額の補正であります。

それでは、補正条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項につきましては、ただいまご説明いたしました補正額を次ページの第 1 表で款、項ごとに整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号

○議長(鹿中順一君) 日程第21、議案第13号 令和2年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐(齊藤尚幸君) ただいま上程となりました議案第13号について説明させていただきます。

主な補正の内容は年度末に伴う予算の精査です。

第1条につきましては、歳入歳出それぞれ6,483万7,000円を減額し、予算総額をそれぞれ5億4,598万3,000とするものです。

補正内容につきまして、主なものを歳出から説明させていただきます。5ページ、6ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、委託料で法適化移行業務を3,324万9,000円の減額となりました。こちらにつきましては、当年度を含む3年間で債務負担行為を設定させていただいておりましたが、委託する事業者が決定し令和2年度分の支払額が生じないことが確定したこと

によるものです。

款 2 特環下水道費、項 2 下水道整備費、目 1 下水道整備費は、当年度事業に要する必要額が固まったことから、委託料で 241 万 5,000 円、工事請負費で 2,071 万 2,000 円減額するものであります。

款 3 個別排水費、項 2 個別排水整備費、目 1 個別排水整備費では、7 ページ、8 ページになりますが、当年度の浄化槽設置要望があった分の工事は全て終えたことから 839 万 5,000 円を減額するものです。

3 ページ、4 ページにお戻りください。歳入につきましては、先ほど説明させていただきました当年度の浄化槽設置基数の確定により、款 1 分担金及負担金、項 2 分担金、目 2 個別排水受益者分担金を 20 万円減額、国からの補助であります社会資本整備総合交付金も事業費が固まったことを受け、款 3 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 下水道費国庫補助金を 1,717 万円減額いたしました。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金は 210 万 1,000 円の減額です。

款 7 町債、項 1 町債、目 1 特環下水道債では 4,010 万円減額、同じく目 2 個別排水事業債では、520 万円減額するものであります。

最初の条文にお戻りいただきまして、第 1 条、第 2 項の第 1 表につきましては、説明させていただきしましたものを、それぞれ款、項の区分に整理したものであります。

第 2 条につきましては、第 2 表地方債補正のとおり地方債の変更を整理したものであります。

また、第 3 条につきましては第 3 表の繰越明許費をご覧ください。活汲地区マンホールポンプ所改築更新工事 1,140 万 7,000 円と、下水道管理センター脱臭設備更新工事 3,936 万 9,000 円につきましては、調達に時間を要することがわかっており、年度内で事業を終了することができないため、地方自治法 213 条第 1 項の規定に基づき経費を翌年度に持ち越すこととさせていただくものであります。

以上、議案第 13 号の内容について説明させていただきましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 13 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、議案第 14 号 令和 2 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 14 号について説明させていただきます。

こちらにつきましても年度末の精査が補正の理由となります。

第 2 条につきましては収益的収入及び支出における収入について、営業外収益を 38 万 8,000 円、営業外収益を 108 万 2,000 円追加して 1 億 8,296 万 9,000 円とし、支出の水道事業費用について営業外費用で 19 万 9,000 円追加し、2 億 2,067 万 3,000 円とするものであります。

第 3 条につきましては、資本的収入及び支出における収入について 88 万 2,000 円を減額し 2 億 5,527 万 4,000 円とし、支出については 299 万 1,000 円を減額し 2 億 9,438 万 7,000 円とするものであります。

それぞれの内容について説明させていただきます。3 ページをお開きください。収

益的収入及び支出の支出の部につきましては、支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息は不足していることから19万9,000円増加させていただきました。

上段の収入の部につきましては、その他営業収益の審査手数料で38万8,000円増額するなどし、一般会計からの繰り入れも精査を行い96万3,000円の増加となりました。

4ページの資本的収入及び支出につきましては、下段の支出につきまして今年度の必要な事業が終了していることから、配水施設設置費で30万7,000円の減額、メーター設置費で268万4,000円の減額といたしました。

上段、資本的収入につきましては、企業債で30万円の増額になりましたが、一般会計の繰入金は62万9,000円の減額、補助金は55万3,000円の減額となっております。

5ページはキャッシュ・フロー計算書となります。今回の補正で当年度純利益が127万1,000円増額となったほか、今回の補正にあわせ活動の収支を見直しました結果、当年度の資金増加額が338万円増えたため、資金の年度末残高は3億9,549万2,000円となります。

6ページ、8ページにつきましては貸借対照表です。

今回の補正により6ページの固定資産の構築物、7ページの上のほうにあります固定負債の企業債、中ほどの繰延収益など今回の補正にあわせて見直しました結果、当年度純利益が127万1,000円増加しております。

条文にお戻りいただきまして、第4条につきまして別表1の企業債補正表のとおり地方債の補正を整理したものとなります。

第5条につきましては、他会計からの繰入金及び補助金について精査した結果、企業債元金償還金に充てるもので69万円追加、建設改良費に充てるもので62万9,000円減額するなどの内訳の整理を行ったものであります。

以上、議案第14号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の決議

○議長(鹿中順一君) お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長(鹿中順一君) 本日はこれで延会します。

明日は午前10時から再開します。

ご苦労さまでした。

(午後 1時43分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員